

福岡県医発第2190号(地)

平成18年3月10日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 竹 嶋 康



精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条及び障害者自立支援法
第58条第1項の公費負担者番号一覧表の改正について(通知)

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部障害者福祉課より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本件は、平成18年4月1日から堺市が公費負担者として追加になっている旨の通知であります。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただき、関係各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、障害者自立支援法第58条第1項の自立支援医療(精神通院医療)の公費負担者番号については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条(通院医療費公費負担)の公費負担番号が引き継がれていることを申し添えます。

小郡三井医師会より

担当理事 福富稔明・蒲池 壽



17障第4245号
平成18年3月7日

福岡県医師会長
福岡県精神科病院協会会長
福岡県精神神経科診療所協会会長 } 殿

福岡県保健福祉部障害者福祉課長
(精神保健福祉係)



精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条及び障害者自立支援法
第58条第1項の公費負担者番号一覧表の改正について(通知)

精神保健福祉行政の推進につきましては、日ごろから格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、厚生労働省から別添のとおり一部改正の通知がありましたので送付いたします。

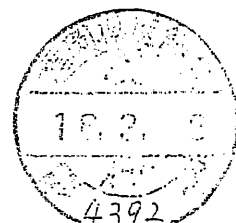
つきましては、貴下関係機関への周知につきまして御配慮いただきますようお願いいたします。

なお、一部改正の概略は下記のとおりになっております。

また、障害者自立支援法第58条第1項の自立支援医療(精神通院医療)の公費負担者番号については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条(通院医療費公費負担)の公費負担者番号が引き継がれますので申し添えます。

記

1. 公費負担者として堺市の追加(平成18年4月1日から)





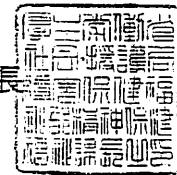
障精発第 0224001 号

平成 18 年 2 月 24 日

各〔都道府県〕精神保健福祉主管部（局）長 殿
〔指定都市〕

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部精神保健福祉課長



精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 29 条及び障害者自立支援法
第 58 条第 1 項の公費負担者番号一覧表の改正について

今般、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の指定に関する政令の一部を改正する政令（平成 16 年政令第 322 号）に基づき、平成 18 年 4 月 1 日から、堺市が、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市となることに伴い、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 29 条及び障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 58 条第 1 項の公費負担者となることから、公費負担者番号一覧表を別紙 1 及び別紙 2 のとおりに改めることとしたので、御了知の上、関係機関及び関係医療機関に対する周知を図られたい。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条

(措置入院)公費負担者番号一覧表

都道府県名	公費負担者番号				都道府県名	公費負担者番号			
	法別 番号	都道府県 番号	実施機関 番号	検証 番号		法別 番号	都道府県 番号	実施機関 番号	検証 番号
北海道	20	01	601	0	三重県	20	24	601	3
札幌市	20	01	602	8	滋賀県	20	25	601	2
青森県	20	02	601	9	京都府	20	26	601	1
岩手県	20	03	601	8	京都市	20	26	602	9
宮城県	20	04	601	7	大阪府	20	27	601	0
仙台市	20	04	602	5	大阪市	20	27	602	8
秋田県	20	05	601	6	堺市	20	27	603	6
山形県	20	06	601	5	兵庫県	20	28	601	9
福島県	20	07	601	4	神戸市	20	28	602	7
茨城県	20	08	601	3	奈良県	20	29	601	8
栃木県	20	09	601	2	和歌山県	20	30	601	5
群馬県	20	10	601	9	鳥取県	20	31	601	4
埼玉県	20	11	601	8	島根県	20	32	601	3
さいたま市	20	11	602	6	岡山県	20	33	601	2
千葉県	20	12	601	7	広島県	20	34	601	1
千葉市	20	12	602	5	広島市	20	34	602	9
東京都	20	13	601	6	山口県	20	35	601	0
神奈川県	20	14	601	5	徳島県	20	36	601	9
横浜市	20	14	602	3	香川県	20	37	601	8
川崎市	20	14	603	1	愛媛県	20	38	601	7
新潟県	20	15	601	4	高知県	20	39	601	6
富山県	20	16	601	3	福岡県	20	40	601	3
石川県	20	17	601	2	北九州市	20	40	602	1
福井県	20	18	601	1	福岡市	20	40	603	9
山梨県	20	19	601	0	佐賀県	20	41	601	2
長野県	20	20	601	7	長崎県	20	42	601	1
岐阜県	20	21	601	6	熊本県	20	43	601	0
静岡県	20	22	601	5	大分県	20	44	601	9
静岡市	20	22	602	3	宮崎県	20	45	601	8
愛知県	20	23	601	4	鹿児島県	20	46	601	7
名古屋市	20	23	602	2	沖縄県	20	47	601	6

障害者自立支援法第58条第1項

(精神通院医療)公費負担者番号一覧表

都道府県名	公費負担者番号				都道府県名	公費負担者番号			
	法別 番号	都道府県 番号	実施機関 番号	検証 番号		法別 番号	都道府県 番号	実施機関 番号	検証 番号
北海道	21	01	601	9	三重県	21	24	601	2
札幌市	21	01	602	7	滋賀県	21	25	601	1
青森県	21	02	601	8	京都府	21	26	601	0
岩手県	21	03	601	7	京都市	21	26	602	8
宮城県	21	04	601	6	大阪府	21	27	601	9
仙台市	21	04	602	4	大阪市	21	27	602	7
秋田県	21	05	601	5	堺市	21	27	603	5
山形県	21	06	601	4	兵庫県	21	28	601	8
福島県	21	07	601	3	神戸市	21	28	602	6
茨城県	21	08	601	2	奈良県	21	29	601	7
栃木県	21	09	601	1	和歌山県	21	30	601	4
群馬県	21	10	601	8	鳥取県	21	31	601	3
埼玉県	21	11	601	7	島根県	21	32	601	2
さいたま市	21	11	602	5	岡山県	21	33	601	1
千葉県	21	12	601	6	広島県	21	34	601	0
千葉市	21	12	602	4	広島市	21	34	602	8
東京都	21	13	601	5	山口県	21	35	601	9
神奈川県	21	14	601	4	徳島県	21	36	601	8
横浜市	21	14	602	2	香川県	21	37	601	7
川崎市	21	14	603	0	愛媛県	21	38	601	6
新潟県	21	15	601	3	高知県	21	39	601	5
富山県	21	16	601	2	福岡県	21	40	601	2
石川県	21	17	601	1	北九州市	21	40	602	0
福井県	21	18	601	0	福岡市	21	40	603	8
山梨県	21	19	601	9	佐賀県	21	41	601	1
長野県	21	20	601	6	長崎県	21	42	601	0
岐阜県	21	21	601	5	熊本県	21	43	601	9
静岡県	21	22	601	4	大分県	21	44	601	8
静岡市	21	22	602	2	宮崎県	21	45	601	7
愛知県	21	23	601	3	鹿児島県	21	46	601	6
名古屋市	21	23	602	1	沖縄県	21	47	601	5